

第三回全体会会計部門資料

注意：ここに記載されたことに関して今後変更がある場合があります。その場合はお知らせをします。

1. 販売について

今年度の決済方法は電子決済のみとする。

全ての販売は文実が販売団体ごとに支給する決済端末を通してのみ行う。

2. 価格について

価格は最低でも(一個当たりの仕入れ値)×1.04とする。

決定した価格からの変更は認めない。

販売団体かつ加工を行う(調理は加工に含まない)団体については、文実との交渉の上で値上げを行うことができる。子細は必要な団体ごとに確認しに来ること。

3. 補助金について

HR団体は一律13,000円を支給する。

有志団体は区分により、以下の通りとする。

パフォーマンス・展示	5,000円
食販・物販	8,000円
その他	10,000円

※パフォーマンス団体のうち外部委託、著作権料の支払いをする必要がある団体は、文実との協議の上、最高で10,000円まで補助金を支給することができる。

支払い手段は現金のみを認める。

補助金の支給には以下で示す補助金ノート[※]の提出が必須となる。

補助金上限を超えたものは団体の自己負担となるため、各団体で必ず会計報告を行うこと。

補助金は文化祭終了後に価値を失う物が対象となる。詳細は今後公表される資料によるものとする。

4. 仕入れ費について

物販団体と食販団体には別途仕入れ費が支給される。

仕入れ費は以下に示す仕入れ費ノート[※]に記載の上でのみ支給される。

仕入れ費の支給は電子決済の売上げの振り込み後になるため、一定期間は各団体で立て替えること。

仕入れ費には冷蔵庫レンタル代と、調理団体に関しては試食会の費用も含む。
売上よりも仕入れ費が高い場合の差分においては、各団体負担となる。
売上の方が高い場合においては、仕入れ費を限度とした支給になる。

5. 補助金ノート・仕入れ費ノートについて

前述のとおり、補助金と仕入れ費はノートの提出なしに支給されない。

ノートは二種類あり、電子版と紙の両方の提出が必須となる。

紙にはレシートなどを添付し、電子版には「購入商品」「商品単価」「商品個数」を記入すること。

仕入れ費と補助金に当たるレシートは必ず分けること。

電子版・紙ともに今後配布をする。

6. お知らせ

販売団体の会計担当のメールアドレス(@std.chiba-c.ed.jp)を今後回収するため、確認しておいてください。